

5 G サービス契約の一部改正

[改正]

[現行]

第1章～第13章 (略)

第1章～第13章 (略)

料金表
通則
1～49 (略)
(注) (略)

料金表
通則
1～49 (略)
(注) (略)

別記
1 通話モードに係る通信料

別記
1 通話モードに係る通信料
(1) 5Gの契約者回線等への通信に係るもの
ア イ以外のもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税抜額 10 円 (税込額 11 円)
5G通信料	5Gへの通信	30 秒

イ 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料金種別		料金額
		次の秒数までごとに税込額 10 円
5G通信料	5Gへの通信	15.5 秒

(2) KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの
表 (略)

KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの
表 (略)

2～7 (略)

2～7 (略)

別表1～別表7 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則 (令和3年9月21日経企第1594号)
(実施期日)

- この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。
(経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第14章 (略)

料金表

通則

1～49 (略)

(注) (略)

別記

1 通信料

(1) 通話モードに係るもの

KDDI株式会社との間に設置した相互接続点(当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)への通信に係るもの
表(略)

(1) 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

[現 行]

第1章～第14章 (略)

料金表

通則

1～49 (略)

(注) (略)

別記

1 通信料

(1) 通話モードに係るもの

ア Xiサービスの契約者回線等への通信に係るもの

(ア)(イ)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額 10 円 (税込額 11 円)
Xi 通信料	Xiへの通信	30 秒

(イ) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税込額 10 円
Xi 通信料	Xiへの通信	15.5 秒

イ KDDI株式会社との間に設置した相互接続点(当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。)への通信に係るもの
表(略)

(1) 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

ア Xiサービスの契約者回線等への通信に係るもの

(ア)(イ)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額 10 円 (税込額 11 円)
Xi デジタル 通信料	Xiへの通信	16.5 秒

(イ) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税込額 10 円

X i デジタル
通信料

X i への通信

8.5 秒

K D D I 株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの
表（略）

(3)（略）

2～7（略）

別表1～別表7（略）

附 則（令和3年9月21日経企第1594号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第702号（平成26年8月8日）の附則第4項第2号のAを次のように改めます。

(1) (A)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

(2) (イ)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

4 経企第406号（令和元年5月21日）の附則第20項第3号のAを次のように改めます。

(1) (A)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

(2) (イ)の②のAのbを次のように改めます。

b 削除

イ K D D I 株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限ります。）への通信に係るもの
表（略）

(3)（略）

2～7（略）

別表1～別表7（略）

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

- 附 則 (令 和 3 年 9 月 21 日 経 企 第 1594 号)
 (実 施 期 日)
 1 この 附 則 は、令 和 3 年 10 月 1 日 から 実 施 し ま す。
 (経 過 措 置)
 2 この 附 則 実 施 前 に 支 払 い 又 は 支 払 わ な け れ ば な ら な っ た F O M A サ ー ビ ス の 料 金 そ の 他 の 債 務 に つ い て は、な お 従 前 の と お り と し ま す。
 (そ の 他)
 3 経 企 第 1200 号 (平 成 22 年 2 月 22 日) の 附 則 第 3 項 第 2 号 の ア を 次 の よう に 改 め ま す。
 (1) (ア) の ② の A の b を 次 の よう に 改 め ま す。
 b 削 除
 (2) (イ) の ② の A の b を 次 の よう に 改 め ま す。
 b 削 除
 4 経 企 第 406 号 (令 和 元 年 5 月 21 日) の 附 則 第 4 項 第 2 号 の ア を 次 の よう に 改 め ま す。
 (1) (ア) の ② の A の b を 次 の よう に 改 め ま す。
 b 削 除
 (2) (イ) の ② の A の b を 次 の よう に 改 め ま す。
 b 削 除
 5 経 企 第 1605 号 (令 和 元 年 9 月 24 日) の 附 則 第 3 項 第 3 号 の ア を 次 の よう に 改 め ま す。
 (1) (ア) の ② の A の b を 次 の よう に 改 め ま す。
 b 削 除
 (2) (イ) の ② の A の b を 次 の よう に 改 め ま す。
 b 削 除
 6 経 企 第 3254 号 (令 和 2 年 3 月 26 日) の 附 則 を 次 の よう に 改 め ま す。
 (1) 第 4 項 第 4 号 の ア の (ア) の ② の A の b を 次 の よう に 改 め ま す。
 b 削 除
 (2) 第 5 項 第 2 号 の ア を 次 の よう に 改 め ま す。
 ア (ア) の ② の A の b を 次 の よう に 改 め ま す。
 b 削 除
 イ (イ) の ② の A の b を 次 の よう に 改 め ま す。
 b 削 除

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金 (無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 (略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 (略)

2-1-2 相互接続通信に係るもの

(1)(2)以外のもの

(ア) (略)

(イ) KDDI株式会社又はアルテリア・ネットワークス株式会社が提供する電気通信サービス (当社が別に定めるものに限りま
す。)の契約者回線等から第2種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料 企 種 別	料 金 額			
	次の秒数までごとに税抜額 10 円 (税込額 11 円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・祝日		
ワイドスター通信料	6.5 秒	12 秒	12 秒	13 秒

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金 (無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第2 (略)

第3 通信料

1 (略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 (略)

2-1-2 相互接続通信に係るもの

(1)(2)以外のもの

(ア) (略)

(イ) 契約者回線等への通信に係るもの

① ②以外のもの

料 企 種 別	料 金 額				
	次の秒数までごとに税抜額 10 円 (税込額 11 円)				
	昼 間	夜 間	深夜・早朝		
		土曜日・日曜日・祝日			
ワイドスター通信料	第1種ワイドスターへの通信	10 秒	17 秒	17 秒	25 秒
	第2種ワイドスターへの通信	6.5 秒	12 秒	12 秒	13 秒

② 当社が別に定める協定事業者が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別	料 金 額
	次の秒数までごとに税込額 10 円

(2) (略)

2-2 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第5表 (略)

別表1～別表8 (略)

2～7 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則 (令和3年9月21日経企第1594号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

ワイドスター 通信料	第1種ワイドスター への通信	10.5秒
	第2種ワイドスター への通信	8.5秒

(2) (略)

2-2 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第5表 (略)

別表1～別表8 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>附 則（令和3年9月21日経企第1594号）</p> <p>1 この附則は令和3年10月1日から実施します。 （ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用）</p> <p>2 当社は、この改正規定実施の日から令和4年1月29日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であつて、令和4年7月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。</p> <p>(1) 第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限りま す。）に関する接続方式に係る品目をLAN方式又はVDSL方式から光配線方式へ変更するとき。</p> <p>(2) 第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、 接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。）に係る一般契約の解除と同時に新たに第1 種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方 式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）に係る定期契約を締結するとき、又は第1種契約（通信速度種別に係る品 目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目がLAN方式若し くはVDSL方式であるものに限ります。）に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約（通信速度種別に係る品目が10 Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるもの に限ります。）に係る一般契約を締結するとき。</p> <p>(3) 特定F T T H事業者（東日本電信電話株式会社に限ります。）が定める契約約款に規定する契約（メニュー5-2における 提供の形による細目がⅡ-1型のものであつて、契約者回線の態様による細目がグレード1-2型又はグレード2のものに限りま す。）について、サービス転用により、当社とI P通信網契約（第1種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び 基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）を締結 するとき。</p> <p>(4) 当社以外の電気通信事業者が提供するI P通信網サービスに係る契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基 本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目がLAN方式又はVDSL方式であると当社が 認めるものに限ります。）について、事業者変更を利用して当社とI P通信網契約（第1種契約（通信速度種別に係る品目が 10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであつて、接続方式に係る品目が光配線方式であるもの に限ります。）を締結するとき。</p>	<p>第1章～第15章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p>